

第1章 総 則

第1条 この会は、新庄ハイキングクラブ(略称「SHC」)と称し、校下体育協会に属し、事務所を新庄公民館内に置く。

第2条 この会は、会員が無理のない楽しいハイキングや登山をする事で、心身共にリフレッシュし、より一層の健康と会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条 この会の事業において事故ある時は、自治会保険範囲内の保障のみとし、それ以外については個人が負い、会としての責任は負わないものとする。

第2章 会 員

第4条 この会の会則を認め、所定の手続をとった者を会員とする。

2. 会員は、校下全住民を対象とする。
3. 校下外については、条件付きで認める。

第3章 退会、除籍、休会

第5条 この会を退会する場合は、事前に届けなければならない。

第6条 会員が次の各号に該当するときは、総会の議を経て、これを除籍することがある。

- (1) 理由なく会費を納めない者。
- (2) 会則を無視するなど、クラブの運営に支障をきたす場合。

第7条 この会を休会する場合は、事前に届けなければならない。

2. 休会の期間は1年間とする。ただし、申し出が合った場合は、引き続き1年を越えない範囲で延長できる。尚、会報を希望の場合、年会費2千円を納めるものとする。

第4章 会 費

第8条 会費は、年会費と月例会費、寄付金および補助金をもって充当する。

2. 年会費は2千円一括納入とし、途中退会は返却しない。
 - (1) お試し入会やスポットの月例会参加の場合も、年会費2千円一括納入するものとする。
3. 月例会費は、その都度実費を徴収する。
 - (1) 月例会費は、締切日までに納入する。なお、締切日以降キャンセルした場合返却しない。
4. 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第5章 役 員

第9条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 幹事 若干名
- (7) 監事 2名

第10条 会長は、本会を代表し、会の運営を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。
3. 事務局長は、会の事務を統括する。
4. 事務局次長は、事務局長を補佐する。
5. 会計は、会の金銭的な管理をする。
6. 幹事は、会の企画運営等に当たる。
7. 監事は、本会の会計について監査する。

第 11 条 この会に相談役を置くことができる。

2. 相談役は役員会の議を経て、会長が委嘱する。

第 12 条 役員任期は、選出された総会から次の総会までとする。ただし、再任を妨げない。

第 6 章 機 関

第 13 条 この会に、総会、役員会及び例会活動のための「企画委員会」、また例会活動運営のための「運営委員会」また、必要に応じ「編集委員会」を設置する。

第 14 条 会長は、毎年 1 回定期総会を開催する他、会長が必要と認めた場合又は会員の 2 / 3 以上が要求した場合に臨時総会を開催しなければならない。

1. 総会は、次のことを決める。

- ① 会の事業のまとめと方針に関すること。
- ② 予算、決算、監査報告に関すること。
- ③ 役員改選に関すること。
- ④ 規約の改廃に関すること。
- ⑤ 他団体への加入、脱退に関すること。
- ⑥ 会員の除籍に関すること。
- ⑦ その他重要なこと。

2. 総会は、会員の過半数（委任状を含む）の出席によって成立する。

第 15 条 役員会は、監事を除く役員で構成し、会長が必要に応じ招集し、次の事項を審議する。

1. 会の運営に関すること。
2. 例会活動計画（案）の策定に関すること。
3. 会員の加入、退会に関すること。
4. その他必要事項。

第 16 条 企画委員会は、担当副会長が招集し、次の事項を審議する。

1. 年間例会活動計画(案)を策定する。

第 17 条 運営委員会は、担当副会長が招集し、次の事項を審議する。

1. 例会を実施するための、必要な事項を協議する。
2. 例会を実施するために、必要な業務を分担する。

第 18 条 編集委員会は、担当副会長が招集し、次の事項を審議する。

1. 年会報及び記念誌発行の内容を審議する。

第 7 章 雑 則

第 19 条 会の円滑な運営を図るため、別に運営要領を定める。

附 則

1. この規則は、2018 年 5 月 27 日から施行する。